

**令和7年度  
税制改正要望事項  
(案)**

**令和6年8月**

**厚生労働省**

# 目 次

<健康・医療>	1
<医療保険>	3
<介護・社会福祉>	3
<年金>	3
<雇用>	3
<生活衛生>	4
<その他>	5

\*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

## 健康・医療

### \*○ 社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し

[所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税、地方消費税]

社会医療法人等に係る収入要件について、補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないようにするほか、医療保健業の非営利性を確保するため必要な見直しを行う。

### ○ 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続

[事業税]

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

### ○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

[事業税]

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、さらに、健康診断や予防接種など自治体が主体となって行う事業を実施していることも踏まえ医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

### ○ 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等

[所得税、法人税]

医療提供体制の確保のため、①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度、②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度、③高額な医療用機器に係る特別償却制度について、適用期限を2年延長する。

### ○ 医療・介護 DX の推進に伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税、国民健康保険税、地方消費税、徴収規定]

医療・介護 DX の推進に向け、医療介護のデータ利活用の方針及び基盤整備、システム開発・運用主体のあり方等について、社会保障審議会等で検討を行い、結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

**○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ**

〔たばこ税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的として、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

**○ 予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定〕

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論等を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病を追加する場合に、現行の対象疾病と同様、追加した対象疾病の予防接種に係る健康被害の救済給付を非課税措置及び差押禁止の対象とする。

**\* ○ 国立健康危機管理研究機構の創設に伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、法人税、個人住民税〕

国立感染症研究所と国立国際医療研究センター（NCGM）を統合し、令和7年4月1日に創設される国立健康危機管理研究機構（JIHS）について、現行 NCGM が対象となっている、①研究開発税制のオープンイノベーション型における共同試験研究又は委託試験研究先である「研究開発型スタートアップ」の要件の一つである「特定新事業開拓事業者」に出資する者、②資産を贈与又は遺贈した際の譲渡所得等が非課税となる「公益法人等」、にそれぞれ追加する。

**○ 医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

医薬品・医療機器等の制度の見直しに向け、安全かつ迅速な承認制度の確立等について、厚生科学審議会でも検討を行っており、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

**○ 医師の偏在是正の取組の実施等に伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、国民健康保険税、地方消費税、徴収規定〕

2024 年末までに策定する医師の偏在是正にかかる総合的な対策パッケージを踏まえた取組の実施等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

## 医療保険

### ○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

〔国民健康保険税〕

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

## 介護・社会福祉

### \* ○ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

〔固定資産税、不動産取得税〕

サービス付き高齢者向け住宅を取得した場合の固定資産税の税額の減額措置及び不動産取得税の税額の減額措置及び課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

## 年金

### \* ○ 公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

公的年金制度のあり方について、社会保障審議会年金部会で検討を行っており、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

### \* ○ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税〕

私的年金制度のあり方について、社会保障審議会企業年金・個人年金部会で検討を行っており、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

## 雇用

### ○ 雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕

令和6年5月に公布された改正雇用保険法の施行に併せ、令和7年10月から創設する教育訓練期間中の生活を支えるための融資制度について、税制上の所要の措置を講ずる。

## ○ 勤労者財産形成貯蓄制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕

人生 100 年時代においてライフコースが多様化していること等を踏まえ、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

## ○ 財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件緩和措置の延長

〔所得税、個人住民税〕

財形住宅貯蓄における認定長期優良住宅等に係る床面積要件の緩和措置について、建築確認の期限を 1 年延長する。

## 生活衛生

## ○ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合等（出資組合に限る。）が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、適用要件の所要の見直しを行った上で、その適用期限を 2 年延長する。

## ○ 生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用

〔法人住民税〕

近年、生活衛生関係営業者に対して感染症や食中毒など公衆衛生面での対策が強く求められる中で、非出資の生活衛生同業組合等の活動の公益性がますます高まっていることから、法人税法上の「公益法人等」である非出資の生活衛生同業組合等について、法人住民税の免除措置を講ずる。

## \* ○ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除をすることができる措置について、その適用期限を 2 年延長する。

## \* ○ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が、経営力向上計画に基づき、一定規模以上の機械装置、ソフトウェア、器具備品、建物付属設備等の経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は 10% の税額控除を受けられることができる措置について、その適用期限を 2 年延長等する。

**\*○ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の  
拡充**

[不動産取得税]

認定を受けた経営力向上計画に基づき再編・統合を行う事業承継について、円滑な事業承継の実施のために、必要な拡充措置を講ずる。

**\*○ 法人版及び個人版事業承継税制の見直し**

[相続税、贈与税]

円滑な事業承継の実施のために、必要な見直し等を行う。

**その他**

**\*○ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長**

[印紙税]

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望する。

**○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続**

[所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定]

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、国として弔慰の意を表すとの趣旨に鑑み、非課税措置等を存続する。

**\*○ 生命保険料控除制度の拡充**

[所得税]

「令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）」において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で措置する。